

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成十七年度官民較差に基づく報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額引下げ）に伴い、平成十七年度中の裁判官の報酬月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成十八年度以降の裁判官の報酬月額を引き下げる。

三 判事特号の廃止

いわゆる判事特号に相当するクラスへの特別職職員の格付けの廃止に伴い、判事の報酬月額に関する特

別の定めを削除する。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成十八年四月一日からそれぞれ施行する。